

別紙

諮問第983号

答 申

1 審査会の結論

「管理責任者選任届及び誓約書」ほか4件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき「〒〇〇-〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇管理組合 代表者 〇〇株式会社が東京都に提出した『東京都総合設計許可要綱実施細目』等に関する書面及び添付図書等の全て」の開示を請求したのに対し、東京都知事が平成27年10月16日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、条例15条1項に規定する第三者である異議申立人が、これを取り消し、その全部について非開示とすることを求めた事案である。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求について一部開示がなされることにより、業務妨害等の犯罪行為につながるおそれがあり、また、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条4号に該当するため、非開示とされるべきである。当社に不満を持つ特定の個人に対して当該文書が開示されることとなれば、言いがかりにつながるものが明らかであり、それは、当社の業務を妨害する意図をもってなされるものであるのみならず、行政手続きの停滞にもつながるものである。

また、建築基準法12条5項による報告書、管理責任者選任届、誓約書及び管理報告書（以下「報告書等」という。）は、開示されないことを信頼して提出したものであ

り、開示が予定されていないものである。これらの情報が開示されることにより、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため、条例7条3号に該当する。

さらに、開示部分には、取引先等の情報が記載されており、当該情報は、当社にとって重要な事業活動情報であり、保護されるべきである。

代表取締役の名前など、開示される部分に特定の個人が識別できる情報が記載されており、条例7条2号に該当する。

### 3 本件一部開示決定に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件開示請求に係る別表3に掲げる本件対象公文書1から5に記載されている「図面」及び「写真」は、公にすることにより、著作権法18条1項に規定する著作者の公表権を侵害することとなり、条例7条1号に定める非開示情報に該当することから非開示とし、「代理人」及び「担当者」の氏名については、特定の個人が識別できる情報であるため、条例7条2号に該当することから、非開示とした。

印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあり、また、建物の詳細な間取りについては、公にすることにより、内部の管理状況や設備が明らかとなるため、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあり、条例7条4号に定める非開示情報に該当することから、非開示とした。

なお、上記非開示情報以外の情報については、条例に定める非開示情報に該当すると認めるにつき具体的な理由がないことから、開示するとの決定を行った。

### 4 審査会の判断

#### (1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年12月 8日	諮問

平成28年 1月28日	新規概要説明（第166回第一部会）
平成28年 2月15日	実施機関から理由説明書收受
平成28年 2月17日	審議（第167回第一部会）
平成28年 3月18日	異議申立人から意見書收受
平成28年 4月20日	審議（第168回第一部会）
平成28年 5月31日	審議（第169回第一部会）
平成28年 6月28日	審議（第170回第一部会）
平成28年 7月26日	審議（第171回第一部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件開示請求は、開示請求者が「〒〇〇-〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇管理組合 代表者 〇〇株式会社が東京都に提出した『東京都総合設計許可要綱実施細目』等に関する書面及び添付図書等の全て」の開示を求めたものである（以下「開示請求」という。）。

上記の開示請求に対し、実施機関は、別表1に掲げる「開示文書」1から4について、それぞれ開示決定を行った。また、別表2に掲げる「非開示（不存在）文書」1から27については、いずれも保有していないとして不存在を理由とする非開示決定を行った。さらに、別表3に掲げる「本件対象公文書」1から5に係る「非開示情報」1から16については、条例7条1号、2号及び4号に該当するとして一部開示決定を行った。

イ 本件異議申立てに係る審査会の判断事項について

異議申立人は、別表3に掲げる本件対象公文書1から5の一部開示決定に対して、これを取り消し、各対象公文書における全ての情報について非開示とすることを求めている。

そこで審査会は、別表3に掲げる文書のうち、非開示情報1から16は非開示とされているので、当該非開示部分以外の開示することとされた情報について、異議申立人の主張する条例7条2号、3号及び4号に該当するかについて判断する。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業

活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条7号は、「都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

#### エ 本件一部開示決定の妥当性について

異議申立人は、本件開示請求は、特定の個人が異議申立人の業務を妨害することを目的として本件対象公文書の開示を求めるものであり、公開されることによって、業務妨害等の犯罪行為につながるおそれが存するとともに、行政手続の停滞を生じさせるので、条例7条4号に該当する旨主張する。

しかしながら、情報公開制度は、本来広く何人に対しても開示請求を認めるものであり、その開示・非開示等の判断は一般的な観点から行い、開示請求者が業務妨害等を企図して開示請求を行っていることが当該開示請求自体から明らかであるような場合は格別、一般には開示請求者が誰であるかによって取扱いを異にするものではない。

本件開示請求については、その記載内容等から、本件開示請求者が異議申立人の

業務妨害を企図して行ったものと認めるべき特段の事情は見当たらない。

実施機関の説明によると、本件対象公文書1から5は、異議申立人が建築基準法59条の2第1項に規定されている建築物の容積率等の特例（総合設計許可）を受けた建築物について、建築物の維持管理等のために東京都総合設計許可要綱実施細目に基づき、実施機関宛て報告した文書であるとのことである。

そこで、審査会が別表3に掲げる本件対象公文書1から5を見分したところ、実施機関は、本件対象公文書1から5に記載されている情報のうち、「図面」及び「印影」について条例7条4号に該当し、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるとして非開示としているところであり、実施機関が開示することとしている情報である、非開示情報1から16以外については、管理責任者を選任するための届出書、建築物の維持管理の状況についての報告書等の情報であって、異議申立人の主張するような業務妨害等の犯罪行為につながるおそれの存する情報や行政手続の停滞を生じさせるものが含まれているとは認められない。

また、異議申立人は、本件報告書等については、開示されないことを特に信頼して実施機関に対して提出したもので、開示が予定されていないものであり、条例7条3号に該当する旨主張する。

審査会が、本件報告書等について見分したところ、本件報告書等の情報を公にしても、特定の法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められないことから、条例7条3号に該当しない。

なお、当該異議申立人の主張は、条例7条7号に該当する旨の主張とも解されるため、同号該当性についても検討する。同号に該当する場合とは、実施機関が公にしないとの条件で提供を要請したこと、任意に提供したものであること、当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であることが認められること等の要件を満たす必要があるところ、報告書等は、前述のとおり東京都総合設計許可要綱実施細目に基づいて実施機関が提出を受けた文書であり、任意に提出されたものではなく、報告書等の提出を受けるに当たり、実施機関が異議申立人に対して公にしないとの条件を付した事実もないとのことであるから、条例7条7号に該当しない。

さらに、異議申立人は、実施機関が開示としている本件対象公文書1から5に記載されている「取引先等の情報（住所、名称、電話番号等）」及び「代表取締役

役氏名」の情報については、条例7条2号、3号及び4号に該当するため非開示とすべきである旨主張する。

審査会が確認したところ、これらの情報のうち、「取引先等の情報（住所、名称、電話番号等）」については、建築確認後に建築基準法89条1項の規定による確認の表示に記載することが義務付けられているとともに、同法93条の2の規定により一般の閲覧に供している建築計画概要書にも記載されている情報であることから、当該情報を公にしても、特定の法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められない。

「代表取締役氏名」については、条例7条2号に該当する情報ではなく、法人を代表する立場の者に係る事業上の情報であり、条例7条3号の該当性を判断すべき情報であると解されるが、一般的に公表されている情報であることから、これを公にすることにより、当該特定の法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるものとは認められない。したがって、これらの情報は、条例7条3号に該当しない。

以上のことから、異議申立人の主張はいずれも理由がないと認められ、別表3に掲げる実施機関による本件一部開示決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

秋山 収、浅田 登美子、神橋 一彦、隅田 憲平

別表 1

	開示文書
1	育成用途に係る施設及び具体的例示
2	許可申請等に必要添付図書等
3	公開空地等の一時占用承認書
4	屋外広告物承認書

別表 2

	非開示（不存在）文書
1	地球温暖化対策に関するチェックシート
2	建築物環境性能報告書（計画）
3	建築物環境性能報告書
4	建築物環境性能報告書（完了）
5	緑化計画チェックシート
6	緑化計画報告書
7	緑化完了報告書
8	樹木等一覧表
9	建築物環境性能報告書（変更）
10	同意を得たことを証する書面
11	子育て支援施設の設置に関する協議書
12	子育て支援施設の設置協議に関する回答書
13	子育て支援施設整備報告書
14	子育て支援施設用途変更届出書
15	総合設計標示板（公開空地の標示）
16	総合設計標示板（公開空地、公共空地及び有効空地の標示）
17	総合設計標示板（市街地住宅型総合設計、共同住宅建替誘導型総合設計又は都心居住型総合設計の標示）
18	総合設計標示板（育成用途等の標示）
19	総合設計標示板（緑化の標示）

20	総合設計標示板（一時滞在施設の標示）
21	住宅性能各分野別評価予定調書
22	建築物環境性能報告書（改修等）
23	公開空地等変更申請書
24	公開空地等変更承認書
25	屋上緑化等変更承認申請書
26	屋上緑化等変更承認書
27	公開空地等の活用届出書

別表 3

	本件対象公文書	非開示 情 報	非開示部分	開示しないこ ととする条例 の根拠規定
1	平成26年10月31日付 管理 責任者選任届及び誓約書	1	建築主及び管理責任者の印 影	7条4号
2	平成26年10月31日付 管 理報告書（計画概要書を含 む）	2	写真	7条1号
		3	図面	7条1号及び 4号
		4	代理人及び担当者の氏名	7条2号
		5	管理責任者の印影	7条4号
3	平成27年5月19日付 公開 空地等の一時占用申請書	6	図面及び写真	7条1号
		7	担当者の氏名	7条2号
		8	所有者等及び代理人の印影	7条4号
4	平成27年4月30日付 屋外 広告物承認申請書	9	写真	7条1号
		10	図面	7条1号及び 4号
		11	代理人及び担当者の氏名	7条2号
		12	所有者等及び代理人の印影	7条4号
5	平成27年4月30日付 建築	13	写真	7条1号

	基準法第 12 条第 5 項の規定 による報告書	14	図面	7 条 1 号及び 4 号
		15	代理人及び担当者の氏名	7 条 2 号
		16	建築主及び代理人の印影	7 条 4 号